

第 471 回 群馬地方最低賃金審議会 会議次第

令和 8 年 7 月 29 日
前橋地方合同庁舎
1 階 共用会議室

1 開 会

2 意見陳述

3 議 題

(1) 群馬県最低賃金専門部会の審議状況について

(2) 中央最低賃金審議会の目安答申の伝達について

(3) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について（諮問）

(4) その他

4 閉 会

第 471 回 群馬地方最低賃金審議会

資 料 目 次

ページ

1	群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 50 期）（令和 8 年 7 月 1 日現在）	・ ・ ・ ・ 1
2	意見書（群馬県最低賃金の改正決定に係る意見聴取）	
	（1）群馬地方最低賃金審議会に対する意見書	
	全労連・全国一般群馬労働組合	・ ・ ・ ・ 2
	（2）2026 年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書	
	生協労連 コープネットグループ労働組合	・ ・ ・ ・ 3
	（3）ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げと 全国一律制を求める意見書	群馬県医療労働組合連合会 ・ ・ ・ ・ 4
	（4）最低賃金の引き上げを求める意見	
	群馬県自治体一般労働組合	・ ・ ・ ・ 9
	（5）最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書	
	群馬県労働組合会議	・ ・ ・ ・ 10
3	群馬地方最低賃金審議会群馬県最低賃金専門部会委員名簿 （令和 8 年 7 月 28 日現在）	・ ・ ・ ・ 13
4	令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	・ ・ ・ ・ 14
5	申出書（特定最低賃金関係）	
	「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素型材製造業」ほか 3 件	・ ・ ・ ・ 27
6	最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,700 円以上に引き上げるととも に、実効ある中小企業支援策を求める要請書 1,902 筆	
	群馬県労働組合会議	・ ・ ・ ・ 34

（ホームページ掲載用にはページ番号の記入などを行っています）

群馬地方最低賃金審議会委員名簿（第 50 期）

（令和 8 年 7 月 1 日現在）

（敬称略、五十音順）

区分	氏 名	現 職	備考
公益 代表	お ぶち き く お 小 渕 紀 久 男	（株）上毛新聞社 取締役 総務・経理・労務・経営企画担当	
	にし かわ しず か 西 川 静 華	高崎経済大学経済学部准教授	
	にし むら よし こ 西 村 淑 子	群馬大学情報学部教授	○
	は ま だ 濱 田 み ど り	弁護士	
	よね もと きよし 米 本 清	高崎経済大学地域政策学部教授	◎
労働 者 代 表	あら い かず なり 新 井 和 成	情報産業労働組合連合会群馬県協議会議長	
	かつ また ゆう じ 勝 又 雄 司	S U B A R U 関連労働組合連合会中央執行委員	
	こし ざわ やす ゆき 越 澤 恭 行	電機連合群馬地方協議会事務局長	
	むら やま ひろ みつ 村 山 洋 光	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長	
	やま むら やす お 山 村 康 郎	J A M 北関東群馬県連絡会会長	
使用 者 代 表	あら い り ま 新 井 理 麻	（株）芹沢システムリサーチ代表取締役	
	い が らし りょう じ 五 十 嵐 亮 二	（一社）群馬県経営者協会専務理事	
	う い まさ のり 宇 井 正 典	アサヒライズ（株）代表取締役社長	
	かな い ひろし 金 井 浩	三山鋼機（株）代表取締役社長	
	まつ ぎき とも やす 松 崎 友 康	富士部品工業（株）代表取締役社長	

※ 備考欄の◎は会長、○は会長代理



群馬地方最低賃金審議会に対する意見書

全労連・全国一般群馬労働組合

執行委員長

日本は名目 GDP が世界第 4 位（2024 年時）、これに対する名目購買力平価 GDP は 5 位。方や、一人当たりの名目 GDP は 38 位、一人当たりの名目購買力平価 GDP は 41 位（OECD38 か国中 22 位）と低い。これは何を意味するのか。①経済成長率の低下と円安が大きな原因、②高齢化による非労働力の増加であるとされる。現象的には外国人観光客の増加に見る円安の効果といえる。また、社会保障等で現役世代の国民負担が増えることも下がる一因とされている。さらに労働生産性の国際比較（名目 GDP ÷ 就業者数＝一人当たりの労働生産性）だと、OECD38 か国中 32 位とかなり低く、どんどん貧困化となっている。

これを証明するように、日本におけるエンゲル係数が 28.3%（65 歳以上は 30.6%とさらに高い）と急上昇している。この数字は 44 年ぶりの高水準となっている。これと同時に所得の不平等さを示すジニ係数も 2023 年 0.5855 で、2021 年時の 0.5700 から見ると急速に悪化している。ジニ係数は 0.4 を超えると警戒ライン、0.5 を超えると危険水域と言われている。

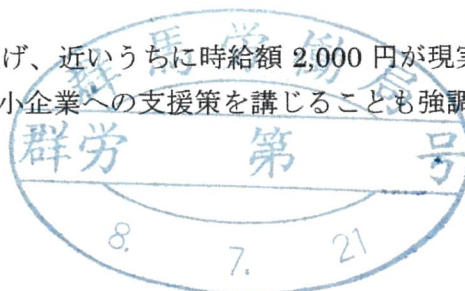
今、物価が国民生活を大きく圧迫しているもとで軍事拡大だけが突出し、これによって社会保障が切り崩されていることは、さらに労働力の低下を招く要因となりかねない。ハラスメントによる精神障害が多発し、全国にある診療内科クリニックの予約は 3 か月以上待たなければならない状況にある。また、派遣労働者や非正規労働者が増え続け、これに加えて正規労働者の賃金抑制などもエンゲル係数を引き上げる大きな要因となっている。

この状況を改善させるにはどうしたらよいか。今、やらなければならないことは、社会保障を充実させ、労働者・国民の健康を保障し、さらに労働者・国民の懐を温める政策で消費購買力を高め、経済を回復させ安定させることである。この安定した生活により少子化を止め、将来の人手不足を改善させることがまず先決である。

2025 年～2026 年にロート製薬が行った若者アンケート（2026 年 3 月発表）では 18 歳～29 歳の未婚の男女 400 人のうち、「子どもを望まない」と回答した割合は、女性 64.7%、男性 60.7%であった。その主な背景として①経済的な不安や、キャリアを優先したい②婚活に対する精神的・身体的負担の懸念③個人のライフプランの多様化となっている。これを見ても今の日本がいかに暮らしにくいということが読み取れる。以上の状況から政治として取らなければならない政策は、国民生活の安定ということに尽きる。

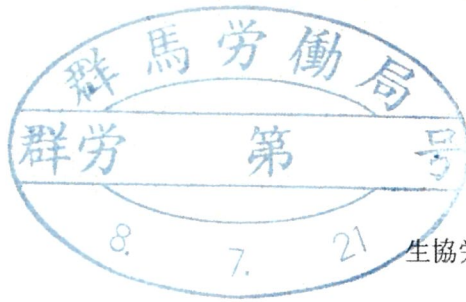
この最も早い手立てが最低賃金の引き上げである。最低賃金が引き上がれば、すべての労働者の賃金に影響を与えることができると確信している。群馬県における最低生計費資産調査の結果が出された（群馬県労働組合会議発表）。前年審議会で、弁護士会の要請文中にも書かれていた調査である。調査の結果は、時給 1,851 円（25 歳男子）であった。更に今後も物価が上がれば、この額も当然引き上がる。現在の群馬県最低賃金時給額 1,063 円からみても、788 円もの大きな開きがある。先に述べたエンゲル係数やジニ係数をとってみても、国民は生活面でかなり切り詰めているという現象がはっきりと表れている。

早急に全国一律で時給 1,500 円に引き上げ、近いうちに時給額 2,000 円が現実になるような議論をお願いする。同時にこれを実現できる中小企業への支援策を講じることも強調する。



以上

群馬地方最低賃金審議会
会長 米本 清 殿



2026 年 7 月 29 日

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長
中央書記長

2026 年度の群馬地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、労働組合員の約 7 割がパートなどの非正規労働者です。労働組合の運動方針の柱として、格差と貧困をなくすために最低賃金の大幅引き上げをめざしています。また、地域間格差の解消とどこでもだれでも 8 時間働いたら暮らせる社会を展望し、最低賃金 1,800 円以上を今すぐ実現することをめざしています。今年度の群馬地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2026 年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法 25 条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。さらに、今年 2 月から始まったイラン戦争により原油の流通が滞っていることに由来して、今後さらに物価が上昇していく不安の中で生活しています。従前から存在する格差と貧困の問題はより深刻さを増しています。

昨年度の最低賃金改定により、群馬県の最低賃金は 78 円引き上がり 1,063 円となりました。しかし、時間給 1,063 円では 1 日 8 時間、週 5 日勤務しても月額 17 万円程度、年収では 205 万円程度で、この間の物価上昇率には及ばない引き上げ額です。また、昨年の改定後の最低賃金が発効したのは 3 月であり、秋田県に次いで日本で 2 番目に遅い発効日となり、例年通りの 10 月発効から 6 ヶ月遅れたものでした。生活が厳しい労働者の暮らしを支える必要がある中、6 ヶ月発効を遅らせた合理的理由を見出すことはできませんでした。

コープネットグループ労働組合の組合員は、1,800 人近くが社会保険未加入の非正規雇用です。「年収の壁」との関係では、社会保険料の負担増分を超える賃上げが求められています。一方、社会保険に加入している非正規労働者の中には、家計の補助ではなく、自分自身の収入のみで生活している者もいます。物価高による生活の圧迫を解消するため、1 日も早い最低賃金の大幅アップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 1 日 8 時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

2025 年 5 月に群馬県労働組合会議で初めて実施した最低生計費試算調査では、前橋市内で 25 歳単身者が 1 日 8 時間働き「人間らしくふつうに暮らすためには」、1,800 円（月額 27 万円）が必要という結果が出ました。群馬県労働組合会議に加盟する労働者を対象に、生活のパターンを調べる「生活実態調査」と持ち物をどのくらい所有しているのかを調べる「持ち物財調査」の 2 つのアンケートを実施し、前橋市で単身の若者がふつうに一人暮らしをするには、女性：月額 276,294 円、男性：277,596 円（ともに税・社会保険料込）が必要であることがわかりました。これは年収に換算すると約 330 万となります。

更にアンケートを実施した時期から短期間で更に物価が上昇しているので、時給 1,800 円でも「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するには不足していると思われます。

群馬県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとらわれることなく、私たちが実施した調査の科学的根拠に基づいた審議をお願いします。また、昨年に続き大幅な引き上げを実施し、群馬県内すべての労働者が、人間らしく暮らしていける最低賃金の水準とはの視点で議論し、発効日を例年通りの 10 月に発効することで、地域経済の発展や活性化のために、群馬県の最低賃金を 1,800 円としていただくようお願いいたします。

以上



2026年7月21日

群馬労働局長 上野 康博 局長 様
群馬地方最低賃金審議会 会長 様
群馬地方最低賃金審議会委員 各位

群馬県医療労働組合連合会
書記長 [Redacted]

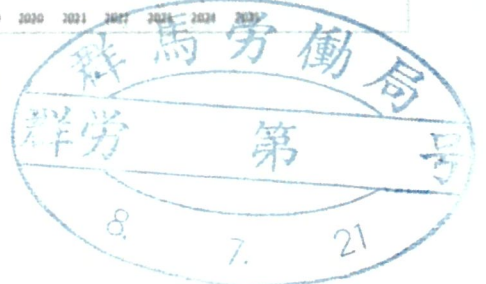
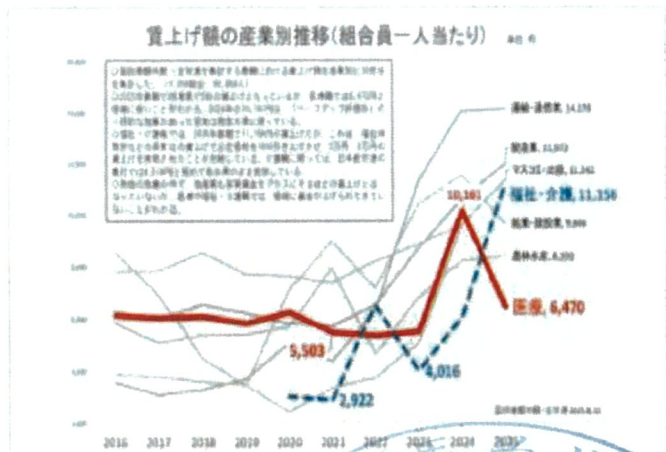
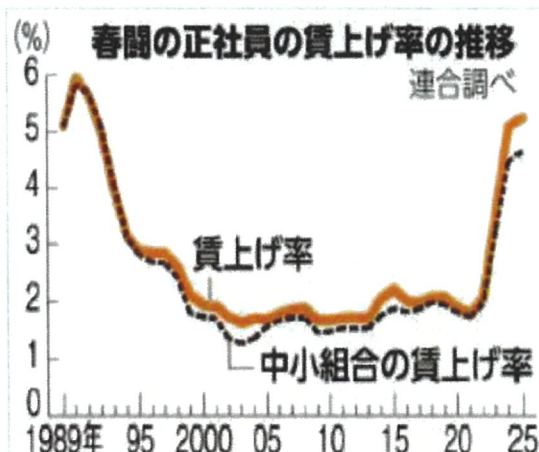
ケア労働者の離職防止、確保・定着のため、最低賃金額の大幅引き上げと 全国一律制を求める意見書

労働者の賃金の保障および労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定のために
ご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たち、群馬県医療労働組合連合会は、安全・安心の医療・介護を提供するために、
医療・介護・福祉現場で働く労働者の「賃金・労働条件の大幅改善」が必要と考え、労働
者とその家族の生活を支える賃金改善にむけての取り組みをすすめています。

医療・介護分野は政府の政策の影響を受ける公的産業です。この間の公的価格の
抑制、慢性的な人員不足、物価高騰への対応を余儀なくされるなど、医療・介護提供
体制を維持することが大変困難な状況に追い込まれています。

このような状況下で、「賃金構造基本統計調査」によれば、全産業と比較した場合、
看護師の所定内賃金は夜勤や残業代を含めても約月額 2 万円、介護職に至っては
約 8 万円も低くなっています。年収ベースでは数十万～百万円以上の格差があり、
公的産業に従事する専門職として、社会的役割に相応しい賃金水準とは到底言えるも
のではありません。介護職員に対する処遇改善手当は、その原資を基本給や一時金に
利用しても良いとされており、満額賃上げに繋がるものではありません。また、診療
報酬引き上げによるベースアップ評価料も、ベアでなく手当でも良いとされており、
また一時金の算定に組み入れなくても良いと但し書きがあり、事業所の規模で評価に
雲泥の差があるため、等しく満額の賃上げは実施されていません。



他産業では物価高騰を後追いする形で本格的な賃上げが始まり、連合では3年連続で5ケタの賃上げが実施されています。一方で、公定価格の影響を受ける医療・介護・福祉分野は賃上げから置き去りにされています。診療報酬・介護報酬が実施されても、例年をわずかに上回る程度の賃上げにとどまりました。

他産業との格差広がる

低い公定価格によってもたらされる医療や介護・福祉事業の経営難を労働者の賃金で調整することを許しては、いつまでたっても低医療・介護・福祉政策を克服することは困難

厚労省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

	2023年	2024年	2025年
労働者全体	9,437円	11,961円	13,601円
医療・福祉	3,616円	6,876円	5,589円
差額	5,821円	5,085円	8,012円

医療・福祉の賃金改定は他産業の半分未満!!

・令和7年の賃金改定額

全産業の平均

13,601円

医療・福祉の

平均
5,589円

出典 厚生労働省「令和7（2025）年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況」より

⇒3年間の差額合計は18,918円

物価高騰が長期化するなか、賃金の引き上げは物価上昇に追いつかず、実質賃金は4年連続で低下しています。最低賃金近傍(きんぼう)で働くケア労働者からは、食費や光熱費を切り詰め、夫婦共働きしても、2人目の子どもを持つことを躊躇していたり、子どもを塾に通わせるため、生活費を稼ぐために夜勤を増やしているために家族の時間が持てないなど、必要な支出を抑えるだけでなく、将来に希望を持つことが厳しい実態が寄せられています。

最低賃金法第9条は、生計費、賃金および通常の事業の賃金支払能力を考慮して最低賃金を決定することを求めています。実質賃金の低下、さらには近年の急激な物価高騰によって労働者の暮らしが一層厳しさを増しているにもかかわらず、最も重視されるべき生計費の実態に追い付いていません。

昨年度、多くの地方最低賃金審議会が目安額を上回る答申を行った背景には、「最低賃金を引き上げてほしい」「働けば普通に暮らせる賃金にしてほしい」という労働者・住民の要求がありました。また、最低賃金の低さによる就業者の他県への流出や人手不足に対する地域の危機感もあります。医療でも看護師やコメディカルが毎年、県外に転職しています。

生計費原則に基づいた賃金要求

26春闘アンケート結果

生活実感からの賃金不足額
45,231円
(2025年最終 44,111円)

看護師のみの賃金不足額
47,926円

身体の疲れ方	看護師	全体
とても疲れる	56.7%	45.8%
やや疲れる	39.7%	47.5%

Q.生活実感から一番負担に感じていることは？(2/13時点)

①食費	33.1%
②住居費	14.3%
③水道・光熱費	7.5%
④医療・介護費	2.5%
⑤交通費(ガソリン代も含む)	4.1%
⑥通信費	0.7%
⑦学費(子どもの教育費・研修・教材費・保育料など)	12.2%
⑧奨学金の返済	2.7%
⑨税・社会保険料	22.1%

医療・介護・福祉分野は深刻な人員不足に陥っていますが、その主要な原因は賃金が安いことにあります。地域最低賃金が上がらなければ、賃上げが実現しないケア労働者の離職防止、確保・定着のためにも、医療・介護提供体制を将来に渡って安定的に維持する上でも賃金水準の引き上げは待ったなしです。最低賃金の大幅な引き上げと全国一律制の新設は喫緊の重要課題であり、即時の決断と実行を求めます。

24 時間 365 日、切れ目なく安全・安心で良質な医療・介護を提供し続けていますが、ケア労働者の賃金が全産業平均にも及ばない低水準では、現状の人手不足に歯止めがかかるはずがありません。医療・介護職は、安心して生活出来る職業から遠ざかっています。将来の仕事に選ばれない職種になりはじめており、とりわけ地方だけでなく都市部でも人員確保が困難になっています。ケア労働者の賃金水準をみると、地域別最低賃金と相関性があることが明らかです。同一資格・同一労働であるにもかかわらず地域間に生じる賃金格差が地方の看護師、介護職員不足に拍車をかけています。人員不足は病院、介護事業所を経営困難に陥らせ、病院・介護事業所の倒産、病棟・事業所閉鎖は過去最多を更新しており、医療・介護崩壊がはじまっています。各委員の皆様には、この事態を極めて重く受け止めて審議に臨んでいただくようお願いいたします。

2024 年度日本医労連賃金労働時間調査 (看護師モデル賃金)				
	看護師 (初任給)	看護師 (35 歳)	看護師 (50 歳)	看護師 (59 歳)
全 体 平 均	205,610	277,600	355,000	378,020
全 体 最 高	236,500	396,100	436,160	483,500
全 体 最 低	180,100	219,550	289,800	298,000
最高－最低	56,400	176,550	146,360	185,500

(表 2) 年間採用者数の推移

	24年－23年	割合	23年－22年	割合
増	50	39.7%	52	41.9%
減	66	52.4%	58	46.8%
同数	10	7.9%	14	11.3%
回答数	126		124	

(表 3) 年間退職者数の推移

	24年－23年		23年－22年	
増	66	50.8%	61	48.0%
減	53	40.8%	50	39.4%
同数	11	8.5%	16	12.6%
回答数	130		127	

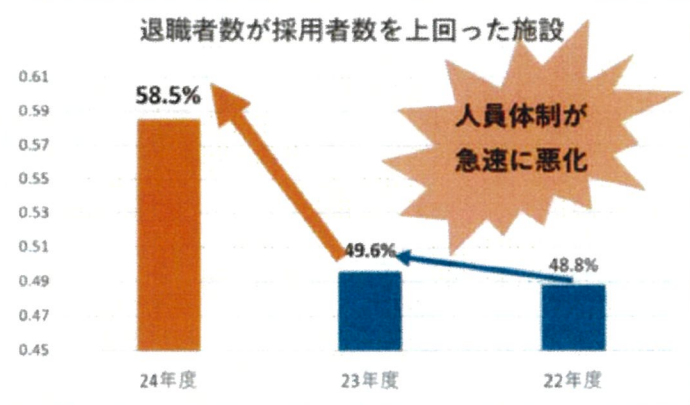
(表 4) 24年度年間採用者数 (A) と 24 年度年間退職者数 (B) との比較

24年度退職者数が	施設数	割合
上回った施設 (A<B)	79	58.1%
上回らなかった施設	52	38.2%
同数	5	3.7%
回答数	136	

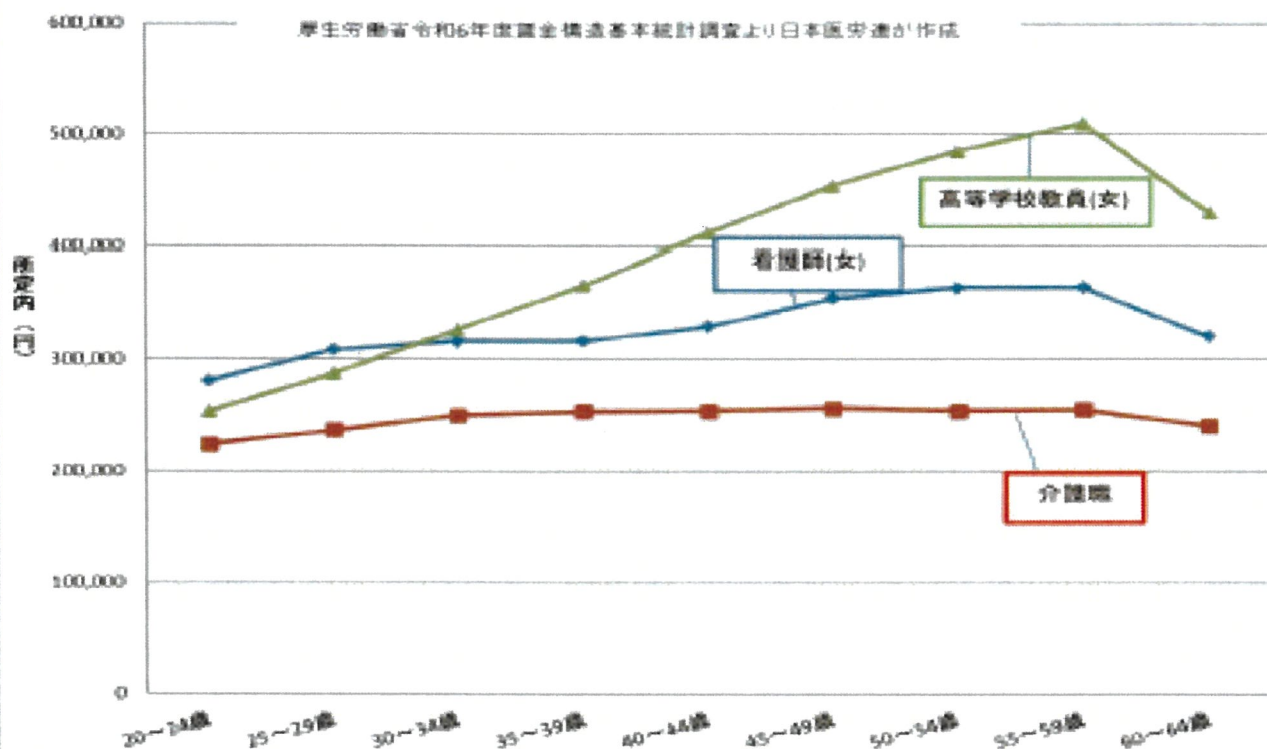
増える離職、求められる大幅賃上げ

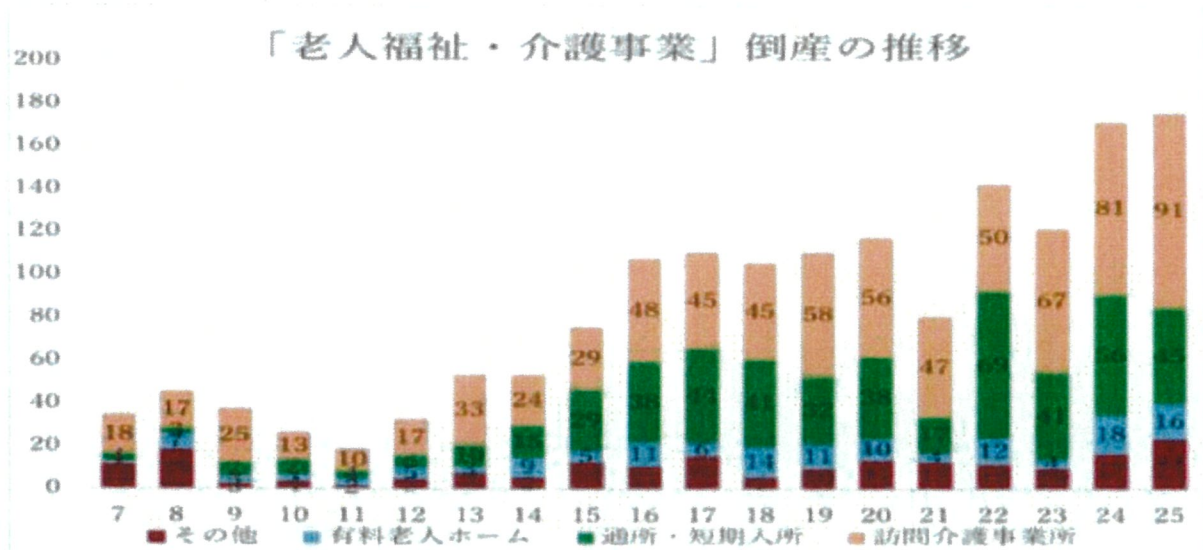
看護職員の入退職に関する実態調査(4～5月)

- ・退職者が採用者数を上回った施設が**約6割**
- ・4月採用は募集をかけても**約4割**の施設が募集定員を満たせず
- ・**年末一時金の削減**が退職増加の要因となっていると推察される



看護師・介護職・教員の賃金格差





東京商工リサーチの発表より作成



帝国データバンクの発表より作成

以上



2026 年 7 月 29 日

群馬地方最低賃金審議会

会長 米山 清 様

群馬県前橋市本町 3-9-10
群馬県自治体一般労働組合
執行委員長

最低賃金の引き上を求める意見

私たちは県内の地方公務員や公務関係労働者などで運営する労働組合です。

ご承知の通り、最低賃金の引き上げ額が決まると民間の賃金は引き上がります。公務員の賃金は人事委員会が、最低賃金の引き上げをうけて民間との均衡を図るため、引き上げを勧告します。

労働者の実質賃金は 4 年連続低下しています。日本経済に直接影響する中東地域での紛争解決は暗礁に乗り上げ、為替は 162 円台を推移しています。しかし、高市政権は経済政策で有効な政策を何ら出せないままです。労働者の賃金の引き上を柱とする政策を掲げる必要があります。

県と 35 市町村の 36 自治体で働く地方公務員の正規職員定数は 22,667 人です。私たちの調査によると、そのうち、嬭恋村を除く 35 自治体で働く正規職員は 20,713 人で、定数から約 2,000 人も少ない職員で行政を運営しています。また、それを支える非正規職員は 15,068 人で、その内 11,899 人が会計年度任用職員です。

実態をつかむため、県内の全 12 市の会計年度任用職員の職種別時間給を割り出し、それぞれの内で最も低い時給を各自治体別に比較しました。

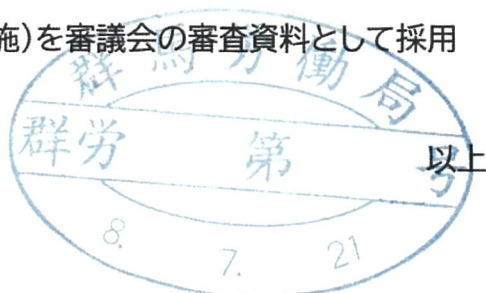
その結果、時間給で最も高かったのは太田市の 1,410 円で、最下位は前橋市と高崎市でいずれも 1,080 円でした。12 市の平均は 1,207 円で群馬県は 1,200 円でした。現在の最低賃金は 1,063 円です。中核市の 2 市が最低賃金をわずかに上回まわるような実態は憂慮すべきことだと思います。

組合は今年 2 月、前橋市の会計年度任用職員約 900 人を対象に、賃金等に関するアンケートを実施し、209 人から回答を得ました。その結果、家計を支えているのは「自分」と答えた人が 32.5%、「自身を含む複数」と答えた人は 14.8%で、合わせて全体の約半数を占めました。にもかかわらず、約 7 割の人が年収 300 万円未満で暮らしています。会計年度任用職員は地公法に基づく地方公務員です。しかし、多くの職員の賃金は最低賃金に近い、あるいは、少し上回る程度です。県労会議といっしょに取り組んだ最低生計費試算調査では前橋市の群大周辺に住む 3 年勤務の単身男性で時給は 1,851 円です。

非正規労働者が、人並みに暮らすには最低賃金の大幅な引き上げが必要です。下記の事項について早期の実現を要請します。

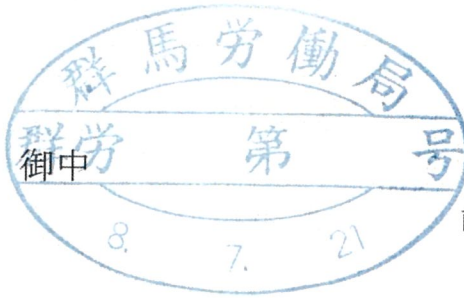
記

- 1 ただちに時間給 1700 円以上に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度を早期に実現すること。
- 3 「群馬県最低生計費試算調査結果」(県労会議実施)を審議会の審査資料として採用すること。
- 4 最低賃金の発効日は 10 月 1 日とすること。





群馬地方最低賃金審議会



前橋市本町 3-9-10

群馬県労働組合会議

事務局長

最低賃金の抜本的な引き上げ、改善を求める意見書

群馬県労働組合会議（以下、県労会議）は、以下に述べる理由により、群馬県における地域別最低賃金をただちに1,700円以上に引上げ、全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の抜本的強化を答申に盛り込むことを求めます。

ここ数年、最低賃金は過去最高となる引き上げとなってはいますが、最賃近傍で働く労働者の生活は改善するどころか、異常な物価高騰によってさらに困難な状況となり「物価高騰で食費を削っている」「お米が高く麺類にしている」「病院にいけない」等、深刻な声が上がっています。最低賃金法の目的である「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を達成するため、これまでの延長線上ではない最低賃金の大幅な引き上げを求めます。

日本の最低賃金には、3つの大きな問題があります。第1は、あまりにも低額で自立して生活できないこと、第2には、あまりにも都道府県間の較差が拡大してしまったこと、第3は、中小企業支援が脆弱であることです。

第1のあまりにも低額で生活できないことについてです。

最低賃金額は、あまりにも低く抑えられており、これでは「8時間働いても」自立して人間らしく暮らすことはできません。私たち県労会議が加盟する全国労働組合総連合（全労連）の各地方組織が全国31都道府県で約6万人の協力で行ってきた“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」によると、全国どこでも25歳単身で月額28万円（税込み）・時間額1,800円以上（月150時間換算）必要との結果が示されています。また、人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。そして、物価上昇を加味した直近のデータでは1,800円、1,900円の結果が出ており、1,700円でも足りない状況が示されています。（別紙資料参照）

群馬県労会議も昨年から今年にかけてこの調査にとりくみました。1,300人以上の組合員などからの回答を得て、静岡県立大学の[]の監修のもと分析をした結果、25歳で1人暮らしをしている男性が普通に暮らしていくためには、月額約28万円、月150時間で計算すると時給1,851円が必要との結果が出ています。これは、群馬の最低賃金1,063円の約1.7倍であり、時給1,063円では、若者が自立して人間らしく暮らすことはきわめて困難

です。中央でも地方でも最低賃金審議会においては、これまで労働者の生計費が審議に位置づけられているとは言い難い状況です。労働者の生計費を改定審議の土台としてしっかり位置づけるためにも、私たちが行った最低生計費試算調査の結果を審議に生かしていただきますようお願いします。

第2の問題は都道府県間の較差拡大です。

最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方では、労働者、特に若者が都市部へ流出する要因になっています。最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となり生活保護、年金、公務員賃金、保険料に至るまで様々な制度の格差となっています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いています。この格差を改善するには、全国一律に最低賃金法を改正することが必要です。ぜひ、国に全国一律最低賃金制度の創設を求めることを、最低賃金審議会の答申に盛り込んでいただけるようお願いします。

最低賃金の大幅引き上げを求める声に対し、最低賃金審議会の審議の中で問題とされるのが「賃金支払い能力」ということです。昨年の公益委員見解では、北関東3県の賃金支払い能力には大きな差はないということで、プラス15円の引き上げとしたとあります。そうであるならば、少なくとも栃木と茨城の最賃に並ぶ金額の答申を今年もお願いします。

また発効日を遅らせたことにより、年間を通してみれば、実質的には目安額さえ大きく下回り、5万円もの損失となったことは、最賃近傍で働く人々にとっては大きな痛手でした。また、近隣県との較差が大きく広がることともなりました。発効日は、10月という原則を守っていただきますよう強く要請します。

第3は、中小企業支援が脆弱であることについてです。

私たちが求める「最低賃金を、ただちに1,700円以上に引上げ、2,000円をめざすこと」は、内需を向上させ、地域経済の好循環を生み、中小企業の安定的な発展にもつながるものです。それでも、日本の中小企業の置かれた現状では、最低賃金1,700円への引上げは、中小企業の経営に大きな影響を与えます。だからこそ、私たちは最低賃金引き上げのための中小企業支援の抜本的強化を求めています。今年度の答申においても、国に中小企業支援の抜本的強化を実現するよう、県の支援も引き続き大幅に増やすことを強く求めて下さい。

最後に、審議会の運営についてのお願いです。専門部会も含めて審議の公開は全国に広がっています。全面的に公開している鳥取地方最低賃金審議会では、「公開することで議論が活発になった」という経験が報告されています。「原則公開」の原点に立ち返って、審議の透明性を確保し、広く県民が関心を持てる運営に改善していただくことを強く求めます。

以上

最低生計費試算調査 総括表

25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2026年7月16日現在

都道府県	都市名	消費支出										非消費支出額	非消費比率	予備費	最低生計費				調査結果発表時期	調査結果発表時期※	サンプル単身者数			
		消費支出													最低生計費									
		食費	住居費	水道光熱費	家事用品	娯楽物	医療費	交通費	教育費	娯楽費	その他				月額(税抜)	月額(税込)	年額(税込)	時間額(150h)				額	ラシク	
佐賀県	佐賀市	211,522	53,319	40,000	8,239	4,345	6,397	1,241	40,152	0	37,116	20,713	58,087	19.98%	21,100	232,822	290,709	3,488,505	1,938	1,030	C	2019年12月	2026年7月	111
北海道	札幌市	202,553	54,928	43,000	14,874	5,035	7,049	4,830	14,876	0	35,375	22,586	59,032	20.95%	20,200	222,753	281,785	3,381,418	1,879	1,075	B	2016年4月	2026年7月	201
群馬県	前橋市	199,573	50,631	39,583	13,777	4,597	8,252	2,175	35,681	0	25,116	19,761	58,123	20.94%	19,900	219,473	277,596	3,331,152	1,851	1,063	B	2026年7月	2026年7月	79
東京都	北区	207,320	63,750	60,417	7,697	3,197	8,062	1,076	10,633	0	29,338	23,149	60,644	21.01%	20,700	228,020	288,664	3,463,966	1,924	1,226	A	2019年9月	2026年7月	411
栃木県	宇都宮市	204,417	47,803	41,667	11,545	5,846	5,888	1,604	40,255	0	26,856	22,953	58,967	20.78%	20,400	224,817	283,784	3,405,408	1,892	1,068	B	2026年6月	2026年7月	53
愛知県	名古屋	199,394	60,503	50,667	8,340	4,610	10,176	5,914	7,949	0	26,910	24,324	63,990	22.59%	19,900	219,294	283,284	3,399,403	1,889	1,140	A	2016年2月	2026年6月	217
高知県	高知市	212,753	57,088	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	21,294	57,617	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	1,023	C	2022年6月	2026年6月	94
宮城県	宮崎市	209,645	53,258	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	22,708	53,637	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	1,023	C	2026年6月	2026年6月	69
青森県	青森市	202,819	52,290	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	23,619	53,051	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840	1,029	C			
秋田県	秋田市	204,032	53,791	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	23,545	57,636	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880	1,031	C			
岩手県	盛岡市	208,659	52,570	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	23,740	56,904	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909	1,031	C	2016年3月	2026年5月	270
山形県	山形市	207,132	54,952	40,000	10,304	4,864	6,506	2,802	38,527	0	23,825	25,350	54,435	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	1,032	C			
宮城県	仙台市	211,247	55,278	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	23,871	63,112	21.36%	21,100	232,347	295,459	3,545,506	1,970	1,038	B			
福島県	福島市	205,384	54,513	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	23,630	56,890	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,286	1,885	1,033	B			
岐阜県	岐阜市	199,270	51,578	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	18,287	57,608	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	1,065	B	2023年1月	2026年4月	38
静岡県	静岡市	206,839	46,467	45,000	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	58,157	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	1,097	B	2015年12月	2025年7月	195
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	8,188	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	58,005	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	1,122	B	2019年4月	2025年7月	412
新潟県	新潟市	198,753	48,879	39,000	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	57,009	20.69%	19,800	218,553	275,552	3,306,744	1,837	1,050	B	2015年12月	2025年6月	74
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	8,166	5,193	8,237	1,058	31,288	0	29,303	27,069	57,295	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	1,061	B	2020年7月	2025年2月	748
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	5,779	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	58,990	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	1,177	A	2022年1月	2025年1月	634
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	8,269	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	57,535	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	1,047	B	2020年7月	2025年1月	265
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	10,205	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,943	23,569	58,184	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	1,141	A	2024年10月	2025年1月	153
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	8,589	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	59,221	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	1,057	B	2018年4月	2024年8月	267
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	7,656	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	49,467	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	1,043	B	2019年4月	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	8,503	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	53,339	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	1,031	C	2019年4月	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	8,715	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	54,096	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	1,026	C	2019年4月	2024年7月	158
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	9,221	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	57,375	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	1,074	B	2020年7月	2022年10月	190
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	7,301	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	50,492	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	1,116	B	2022年6月		112
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	53,037	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	1,035	C	2021年6月		109
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	48,977	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	1,023	C	2020年7月		84
広島県	広島市	152,021	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	43,838	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	1,085	D	2016年1月		70

群馬地方最低賃金審議会 群馬県最低賃金専門部会委員名簿

(令和8年7月28日現在)

(敬称略、五十音順)

区分	氏 名	現 職	備考
公益代表	小 淵 紀 久 男	(株) 上毛新聞社取締役 総務・経理・労務・経営企画担当	
	西 村 淑 子	群馬大学情報学部教授	○
	米 本 清	高崎経済大学地域政策学部教授	◎
労働者代表	勝 又 雄 司	S U B A R U 関連労働組合連合会中央執行委員	
	村 山 洋 光	日本労働組合総連合会群馬県連合会副事務局長	
	山 村 康 郎	J A M 北関東群馬県連合会会長	
使用者代表	五 十 嵐 亮 二	(一社) 群馬県経営者協会専務理事	
	宇 井 正 典	アサヒライズ (株) 代表取締役社長	
	金 井 浩	三山鋼機株式会社 代表取締役社長	

※ 備考欄の◎は部会長、○は部会長代理



令和8年7月28日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之



令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和8年6月26日に諮問のあった令和8年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における

中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

- 7 価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。
- 8 また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。
- 9 さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 10 地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進することを要望する。
- 11 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとのKPIの達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。
- 12 また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・AI導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。
- 13 また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和8年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和8年7月28日

- 1 令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和8年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	54 円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	56 円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	56 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和8年6月23日）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」（令和5年全員協議会報告の1（2））との基本的な考え方に基づいて、今後も中央及び地方最低賃金審議会では審議を行うべきであると合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「日本成長戦略」及び「経済財政運営と改革の基本方針2026」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」（ウェイト8,420）は、昨年の改定後の地域別最低賃金額が発効した時期である令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.1%で、引き続き上昇局面にあるが、前年同期の令和6年10月から令和

7年6月までの平均3.9%から低下している（ここでいうウエイトとは、特定の区分に属する品目全体の支出額の家計の消費支出額に占める割合（1万分比）を指す）。

昨年度の目安審議では、様々な生活必需品の急激な上昇が生じていたことに鑑み、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要性から、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目や、食料やエネルギーの多くの品目を含む「1か月に1回程度購入」や、この両者の中に含まれない穀物などを含めた食料全般を示す「食料」、食料・エネルギーに限らず生活の基礎となる品目を含む「基礎的支出項目」などの生活必需品との関連が深い消費者物価の指標をより広く確認したが、今年度も引き続き、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要がある。

こうした中、まず、「頻繁に購入」する品目（ウエイト1,215）の指標については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均1.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均4.2%から低下している。

また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の生活に密接に関連する「食料」（ウエイト2,626）について見ると、令和7年10月から令和8年6月までの期間は平均4.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.4%から低下したものの、引き続き高い水準となっている。

次に、食料や家賃、光熱費、保健医療サービスなどの生活必需品については、これらを含む指標である「基礎的支出項目」（ウエイト5,121）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.2%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均5.0%から低下している。

そして、「頻繁に購入」する品目に次いで購入頻度が高く（年間9回以上15回未満）、食料、電気代、通信料などの生活必需品で構成される「1か月に1回程度購入」する品目（ウエイト1,136）については、令和7年10月から令和8年6月までの期間で見た場合は平均2.3%で、前年同期の令和6年10月から令和7年6月までの平均6.7%から低下している。

このように、消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」、「食料」、「基礎的支出項目」、「1か月に1回程度購入」する品目については、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年から緩やかになっている。一方で、昨年度確認したエンゲル係数（消費支出に占める食料費の割合）については、令和7年は勤労者世帯で26.3%となっており、令和6年の26.5%から低下しているが、近年、上昇傾向にある。また、最低賃金に近い賃金水準の労働者の食費に関する支出の実態として、勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである「世帯収入第一・十分位階級」では27.0%と更に高い水準となっている。こうしたエンゲル係

数の上昇傾向は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者の家計に直接的な影響を与え、実質的な購買力を押し下げる要因ともなっていると考えられ、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。なお、中東情勢に対し、当面の措置として、燃料油に対する緊急的な激変緩和措置が実施されている影響等により、消費者物価指数の「総合」、とりわけ必需品的な支出項目の上昇率が一定程度押し下げられている（「総合」では、令和8年5月は1.3%ポイント押し下げられていると試算されている）ことにも留意が必要である。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費について、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。ただし、その上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.01%（昨年5.25%）で、3年連続5%を上回っている。また中小でも4.69%（昨年4.65%）で3年連続4%を上回り、上昇傾向での推移が続いている。さらには、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算については6.18%（昨年5.81%、一昨年5.74%）となり、6%を超える高水準となっており、いずれの数字も高水準で推移している。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.46%（昨年5.38%）で3年連続5%を超え、昨年の結果を上回っている。また中小企業でも4.20%（昨年4.35%）で3年連続4%を超えており、いずれも高水準で推移している。

また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で4.29%（昨年4.03%）で2年連続4%を超え、また20人以下の企業で3.52%（昨年3.54%）となっている。

厚生労働省による30人未満の企業の賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は3.0%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.5%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は3.4%となっており、これも昨年の結果（3.2%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象を含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果を見ると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず高水準での賃金引上げの状況が継続している。

また、EU 指令においては、最低賃金の水準の適正さを評価するための参照指標を用いることとされ、例として、賃金の中央値の 60%、平均値の 50%などがあげられている。日本における賃金の中央値に対する最低賃金の割合について見ると、OECD による 2025 年の数値は 46.4%であり、フランスの 62.5%、イギリスの 61.9%等の先進国と比較すると我が国の最低賃金は低い水準となっている。ただし、賃金構造基本統計調査に基づき、2025 年時点（2025 年度最低賃金全国加重平均額 1,121 円）の所定内給与で試算した場合、一般労働者の賃金中央値の 61.2%、平均値の 53.0%となるが、OECD の国際比較と同様、ボーナスや残業代を含めて時給換算した場合は、中央値の 50.0%、平均値の 42.4%という結果になっている。一方、EU 指令の取扱いについては、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」における「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」（令和 8 年 6 月 23 日）において、「一定の時間をかけて議論を尽くす必要がある」とされており、引き続き検討すべき課題である。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和 6 年度は資本金 1,000 万円以上で 8.5%の増加となっており、1,000 万円未満で 12.7%の減少となっているが、令和 5 年度に比べると改善傾向にある。また、売上高経常利益率については、資本金 1,000 万円以上では、四半期ごとで令和 7 年は 7～10%程度で推移、令和 8 年の第 1 四半期は 8.0%となっており、安定して改善の傾向にある。

また、従業員一人当たり付加価値額について、令和 4 年度は 2.2%増加、令和 5 年度は 4.7%増加、令和 6 年度は全体で 5.7%増加と、足下で改善の傾向にある。さらに令和 6 年度について、資本金 1,000 万円未満の全産業（除く金融保険業）について、7.0%増加、製造業で 2.1%増加、非製造業で 7.3%増加と、引き続き改善している。

この従業員一人当たり付加価値額に表れているように、一人当たりの労働生産性は額面ベースで高まる傾向にある一方で、付加価値額に占める人件費の割合である労働分配率は足下で低下の傾向にある。令和 4 年度で 1.4 ポイント低下、令和 5 年度で 2.4 ポイント低下、令和 6 年度で 0.9 ポイント低下し、令和 6 年度は

64.2%となっている。また、企業規模が小さいほど労働分配率は高く、令和6年度は資本金1,000万円以上で61.4%、資本金1,000万円未満で81.5%となっているが、資本金1,000万円未満においても令和5年度と比べると1.5ポイント上昇しているが、令和4年度から3.1ポイント低下している状況にある。

国内企業物価指数（前年同月比）については、令和8年6月（速報値）で7.1%となっており、足下で上昇しており、品目別でみると、「石油・石炭製品」で22.8%、「化学製品」で14.4%と、特に足下で上昇の傾向にある。

中小企業景況調査における業況判断については、中期的に見ると横ばいだが、令和8年4月～6月は、-18.7となっており、4期連続して低下している。

日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和6年度では製造業で7.00ポイントの差、非製造業で4.21ポイントの差だったのに対し、令和7年度では製造業で6.84ポイントの差、非製造業で4.65ポイントの差となっており、引き続き二極分離の状態にあるものの、一部では縮小の傾向にある。

加えて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁に関して、中小企業庁が公表した令和8年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査の結果（前回は令和7年9月調査）によると、価格交渉の状況については、「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回から約3ポイント減（34.6%→31.5%）、「価格交渉が行われた」割合は前回から約1ポイント増加し、9割を超過（89.4%→90.7%）、「価格交渉が行われなかった」割合は微減（10.6%→9.3%）している。価格交渉は浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1割ある。

労務費に係る価格交渉の状況について見ると、価格交渉が行われた企業（64.9%）のうち7割超において、労務費についても交渉を実施しており（71.9%→72.5%）、「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」企業の割合は依然として存在している（5.9%→5.8%）。

また、コスト全体の価格転嫁率については約1ポイント増加（53.5%→54.2%）、一部でも価格転嫁できた割合は8割超（83.2%→84.0%）となっているが、「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合が横ばい（16.8%→16.0%）であり、価格転嫁の状況はほぼ横ばいであるが、1～3割しか価格転嫁できなかった企業の割合は24.1%、全く価格転嫁できなかった割合は16.0%と、引き続き、二極分離の状態が継続している。

労務費の転嫁率は、前回令和7年9月調査において初めて5割に到達し、引き続き5割を維持（50.0%→50.0%）したものの、原材料費の転嫁率（55.7%）と比較して約5ポイント低い水準にある。

倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令

和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、令和4年から4年連続で増加し、直近の令和7年では10,300件となっている。一方、令和8年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、556件（前年同期449件、23.8%増）発生しており、上半期では過去最多を更新した。

なお、賃金改定状況調査結果の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられる。また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額を見ると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「日本成長戦略」等において、「最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標（「経済財政運営と改革の基本方針2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する」こと、「毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。

今年の政府方針として、「投資と賃上げの好循環」を加速させるとしており、数多くの具体策が示されているところ、今後それらが実行されることが重要であり、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、「省力化投資促進プラン」に掲げる施策の迅速な実施が期待される。

一方で、最低賃金の改定額の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき、公労使同数の委員で構成される最低賃金審議会において、丁寧に議論を積み重ねて結論を導くことが、目安額に対する納得感を高める上でも非常に重要であることから、今回の審議でもこの点を再確認し、徹底するように検討を進めてきた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することを十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均2.1%、

「頻繁に購入」する品目は平均 1.2%、「食料」は平均 4.3%、「基礎的支出項目」は平均 2.2%、「1 か月に 1 回程度購入」する品目は平均 2.3%となり、引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることを踏まえる必要がある。

また、②賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で 5.01%、中小についても 4.69%と、昨年に引き続き高い水準となっており、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額(時給・加重平均)についても 6.18%の引上げで昨年を上回る水準となっている。また、経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果でも、大手企業で 5.46%、中小企業で 4.20%、日商の中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 4.29%となり、これらも昨年に引き続き高水準となっている。さらに、賃金改定状況調査結果第 4 表①②における今年の賃金上昇率は 3.0%で、昨年を上回り平成 14 年以降最大のものとなっているほか、第 4 表③における賃金上昇率も 3.4%と、昨年を上回る水準の引上げとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、企業の利益において改善の傾向にあることを考慮すべきである。

なお、企業において賃金支払能力等も勘案した賃金決定の結果であると解釈される 30 人未満の企業の賃金改定状況調査結果の第 4 表における賃金上昇率が平成 14 年以降で過去最大となっていることも、考慮すべきである。

しかし、価格転嫁率が示すように、依然として賃上げ原資を確保することが難しい企業も存在すると考えられる。

また、第 4 表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。

さらに、中東情勢の影響により、国内企業物価指数について、足下で上昇している点についても留意が必要である。

そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、労働者の生計費については、消費者物価が引き続き上昇局面にある中、食料など生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価が継続して高いことに着目するが、その上昇率は、昨年より鈍化していることを考慮する必要がある。一方、賃金については、昨年に引き続き高水準の賃上げとなっており、中小企業を含めた賃上げの流れが継続していることを考慮する必要がある。また、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある。一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在している。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する必要があることを考慮するとともに、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・

小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安（以下「目安額」という。）を検討するに当たっては全国加重平均4.9%（55円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「日本成長戦略」等において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果の第4表①②における賃金上昇率は、CランクとBランクが同率となり、Aランクよりも高くなっており、第4表③では、Cランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。また、第4表①②③における、AランクとBランク、AランクとCランクの差は昨年より拡大している。

さらに、雇用情勢としてB・Cランクが相対的に良い状況にあること等のデータを考慮する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランクと比較し、Bランクを相対的に高くするとともに、Cランクを昨年度以上に高くすることが適当であり、具体的には、Aランク 54円（4.5%）、Bランク 56円（5.2%）、Cランク 56円（5.4%）とすることが考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は83.4%から84.3%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。また、地域間の金額の差についても改善することとなる。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況は依然として二極分離の状態にあることや、倒産件数自体は足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配

慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、「持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着」させるためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

また、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、成長志向の企業や生産性向上への支援強化、M&A・事業承継等による事業再編の推進、賃上げの促進、経営改革等のための伴走支援体制の強化等を推進することを要望する。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ることを要望する。

価格転嫁対策については、令和8年1月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引Gメンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ることを要望する。

また、取適法対象外の取引への規制強化に向け、独占禁止法上の告示、知的財産権等の適切な取引に関する指針等の周知・遵守徹底を図ることを要望する。

さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施することを要望する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進

することを要望する。

「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討することを要望する。

また、中小企業省力化投資補助金、デジタル化・A I 導入補助金、業務改善助成金等の各種補助金・助成金や、省力化ナビ、各都道府県の生産性向上支援センター等の業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進に取り組むことを要望する。

また、いわゆる「年収の壁」への対応として、昨年7月に拡充したキャリアアップ助成金による事業主への支援や、今年4月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取扱いの円滑な実施に取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。

こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等（消費者物価指数の上昇率、最低賃金の引上げによる影響率など）をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

その際、今年度の目安額は、消費者物価が引き続き上昇局面にあるが、上昇率は昨年より鈍化していることや、春季賃上げ妥結状況を始めとする賃金上昇率が昨年に引き続き高い水準となっていることを考慮するとともに、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にある一方、依然として賃上げ原資の確保が難しい企業も存在していること、地域間格差の是正を引き続き図ることも踏まえて検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。

その上で、令和7年度の地域別最低賃金については、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となり、また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

こうした令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会」において、令和8年度以降の審議に向けて、「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方」の整理（令和8年6月23日）をとりまとめており、同とりまとめの2（2）及び3（4）に記載された「対応方針」を踏まえた審議を行うことを要望する。

また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

最低賃金引上げの影響については、近年大幅な引上げがなされている中で、雇用情勢等の指標の状況を見ると大きな影響は確認できていないが、令和5年全員協議会報告の3（1）に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。今年度も、影響率の詳細な分析や、雇用保険被保険者数、雇用保険適用事業所数、都市部と郡部の企業別の影響把握などを中央最低賃金審議会として行ったところであり、今後も丁寧に影響把握を行った上で、公労使で目安の検討を行うことが適当である。



2026年7月22 日

群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県 00
日本 組合 県本部

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、製鋼・製鋼圧延業又は鉄素型材製造業（鋳鉄铸件製造業（鋳鉄管、可鍛铸件を除く。）及び可鍛铸件製造業を除く。以下同じ。）これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が製鋼・製鋼圧延業又は鉄素型材製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者 1,641名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね 3 分の 1 以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

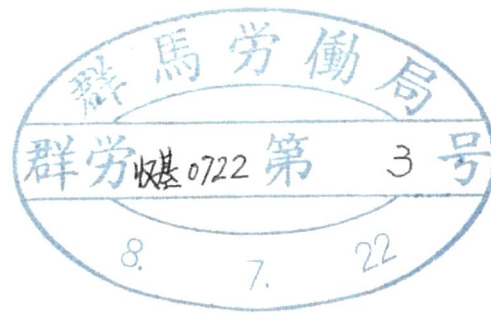
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,036名

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②申出代表者に対する委任状、
③それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面、
④特定最低賃金金額改正申出のための産業分類調査票、⑤賃金格差の疎明資料

以上

2026年7月22日



群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県前 J AM北 会 6 1 - 2 群馬)
群馬県 全日本 1 1 1 0 群馬)

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業（真空装置・真空機器製造業（真空ポンプ製造業を除く。）及び他に分類されない生産用機械・同部分品製造業を除く。以下同じ。）、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される基幹的労働者。群馬県において、金属加工機械製造業、一般産業用機械・装置製造業、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・

同部属品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編み機械製造業（同附属品製造業を含む）または真空装置・真空機器製造業のうち真空ポンプ製造業を営む使用者に使用される労働者

16,802 名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

5,556 名

- (2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

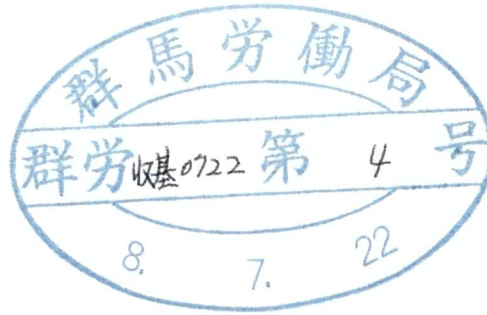
- (3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

2026年7月22日



群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県前橋市野中町361-2
全日本電機・電子・情報関連産業労
群馬地方協

議長

群馬県前橋市野中町361-2
JAM北関東群馬県連絡
会長

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は

情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者に使用される労働者

20,994名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

(1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

11,091名

(2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

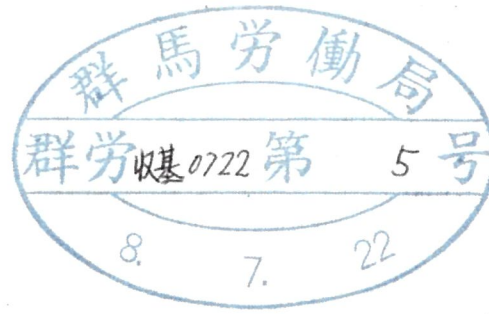
(3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以上

2025年7月22日



群馬労働局長
上野 康博 殿

群馬県 110
全日本

群馬県前橋
JAM北関 (群馬)
会

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記のとおり申出る。

記

1. 申出る者が代表する基幹的労働者の範囲

群馬県において、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、輸送用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業又は輸送用機械器具製造業に分類されるも

のに限る。)を営む使用者に使用される労働者。

43,052 名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。

合意労働者数

25,136 名

- (2) 当該産業は、群馬県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウエイトが高く、県内の賃金秩序に与える影響はきわめて大きいこと。

- (3) 当該産業における事業の公正競争確保の観点から、法定最低賃金の改正が必要であること。

5. 添付書類

①賃金の決定額に関する労使協定、申し合せ等の写し、②機関決定の決議書、③申出代表者に対する委任状、④それぞれの合意の効力の及ぶ労働者及び当該地域内の同種労働者の概数を記した書面⑤賃金格差の疎明資料

以 上

最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,700 円以上に
引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書

2026年7月22日

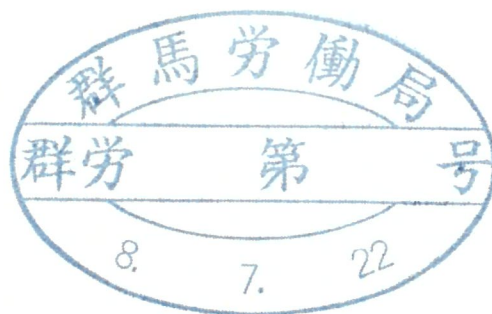
群馬労働局局长 殿

群馬地方最低賃金審議会会長 殿

厚生労働大臣 殿

中央最低賃金審議会会長 殿

1,902 筆



群馬県労働組合会議

群馬県前橋市本町 3・9・10

最低賃金全国一律制度の創設と、群馬県の最低賃金を 1,700 円以上に引き上げるとともに、実効ある中小企業支援策を求める要請書

2026年 月 日

群馬労働局長 殿
 群馬地方最低賃金審議会 会長 殿
 厚生労働大臣 殿
 中央最低賃金審議会 会長 殿

【要請趣旨】

最低賃金は2025年の改定で全国加重平均1,121円となりましたが、最高額の東京(1,226円)と最低額の県(宮崎、高知、沖縄1,023円)との差は203円です。地域間格差は地方から都市部への人口流出、地域経済疲弊の要因となっています。何よりも、急激な物価高騰のなか、最低賃金近傍で働く労働者から「これでは暮らしていけない」と悲鳴が上がっており、最低賃金の地域間格差を解消し、大幅に引き上げることが喫緊の課題となっています。また、群馬県の最低賃金は1,063円で、関東の中で最も低く、北関東3県の中での格差も解消していません。

最低賃金全国一律制度の実現は、全国どこでも誰でも、ふつうに働けば人間らしい暮らしができ、若者の経済的自立を促して家族形成が現実と思える社会に変え、人口減少に歯止めをかける確かな道となります。最低賃金制度は新しい時代の要請にこたえられるよう、修正が迫られており、それは「全国どこでも最賃1,700円以上」です。

あわせて、地方の経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が、全国いつせいの最低賃金の大幅引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置のほか、原材料費の高騰が続く中で諸経費が価格に適正に反映されるしくみや、単価の不当な切り下げといった大企業の下請けいじめをただすなど、コストが価格に適正に反映されるしくみを整備することも求められています。

上記の趣旨を踏まえ、最低賃金改定にあたり、下記事項の実現を要請します。

【要請事項】

1. 最低賃金の地域間格差をなくし、最低賃金全国一律制度を創設すること。
2. 群馬県の最低賃金をただちに時間額1,700円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、実効ある中小企業支援策を講じること。
4. 最低賃金の発効日は10月とすること。

氏 名	住 所

【取扱団体】 群馬県労働組合会議（県労会議）